

医療・介護サービスの提供体制確保のための 新たな財政支援制度の概要について

1 新たな財政支援制度とは

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望し、医療・介護サービス提供体制を確保するため、各都道府県が策定した計画（都道府県計画）における事業の実施に当たり、財源となる基金に対して、国が3分の2を負担する制度

2 新たな財政支援制度の基本スキーム

（1）基金規模

平成26年度公費全体で904億円

・財源内訳：国2/3 602億円、都道府県1/3 302億円

・配分方法：都道府県人口、高齢者増加割合、計画内容等に基づき配分

（2）国からの交付基準等

ア 対象事業

（ア）病床の機能分化・連携のために必要な事業

（イ）在宅医療を推進するための事業

（ウ）医療従事者等の確保・養成のための事業

イ 県計画の策定にあっては、幅広く意見を伺うとともに、官民のバランスに配慮すること。

ウ 平成26年度は医療を対象として実施し、介護については平成27年度から実施

（3）スケジュール

平成26年	7月	国から交付要綱等の提示
	9月	県計画案を策定・提出
	10月	県へ交付額を内示
	11月	県へ交付決定

3 県計画案の策定

本県としても、県内の地域医療関係者等から意見を伺うとともに、民間有識者等の幅広いメンバーで構成する「徳島県地域医療総合対策協議会（仮称）」における協議・検討を経て、平成26年9月中に県計画案を策定し国に提出する。

※交付基準、スケジュール等については、変更になる場合がある。